平成２２年（フ）第１９４９号
横浜市南区榎町２丁目66番地１　日神パレステージ蒔田203号
債務者　西岡　昌輝
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第８０７号
岡山市北区大元２丁目４番３号　ヤマシタ大元ビル306号
債務者　藤原　正己
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２５０号
岡山市南区箕島2947―１　パークプレイスみしま203号、住民票上の住所岡山県倉敷市中島1106番地34
債務者　行藤　加奈
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２９６号
岡山県玉野市向日比１丁目７番11号
債務者　福永　　強
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３８８号
岡山市南区藤田654番地22　清水コーポＡ棟３号室
債務者　村上　貴子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４５９号
岡山市北区北長瀬本町20番52号
債務者　山村　瑞江
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月30日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４７６号
岡山市北区下中野336番地126
債務者　故引　奎子
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月14日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第８３５号
東京都福生市志茂10番地９キャッスル福生401号室
債務者　山内　美里（旧姓藤森）
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７１号
静岡市葵区瀬名川１丁目32番25号　武田アパートＣ号
債務者　西村陽子こと　金　　陽子
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月８日午後４時10分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１６３号
愛知県蒲郡市三谷町十舗118番地、従前の住所愛知県豊橋市西幸町字古並205番地の20　Ｂ―202
債務者　西村　征二
1　決定年月日時　平成22年７月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月６日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第６３６号
東京都福生市志茂126番地有限会社奥寺組
債務者　佐藤　義栄
1　決定年月日時　平成22年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２２年（フ）第１７９号
北海道釧路郡釧路町南陽台８丁目21番地
債務者　岩谷　朱実
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月22日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２２年（フ）第１１２号
栃木県栃木市柳橋町４番25号
債務者　中村美智子
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月20日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１１９３８号
東京都大田区中央６丁目18―８　メゾン市野倉Ｂ103
債務者　永良　理恵
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１２１２９号
東京都武蔵村山市岸３丁目22―10―210
債務者　長谷川清人
1　決定年月日時　平成22年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年９月21日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部